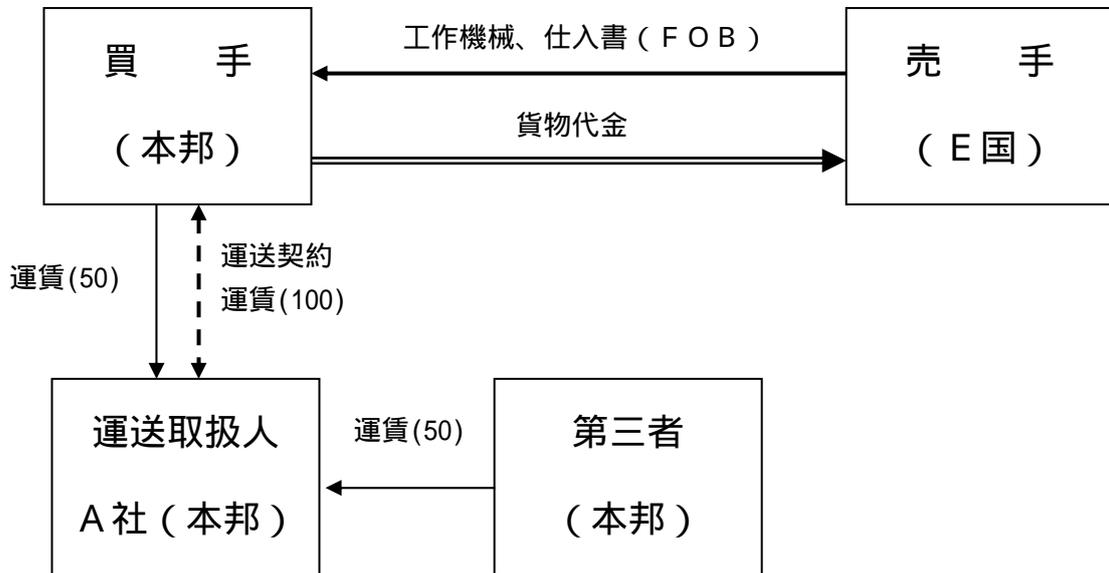


24. 買手以外の第三者がその一部を支払う運賃



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から F O B 条件で工作機械を購入（輸入）します。

当社は運送取扱人である A 社と運送契約(100)を締結し、この契約に基づき輸入貨物が本邦まで運送されます。

今般、輸入貨物の引取りを急ぐため、第三者（エンドユーザー）が契約金額の一部(50)を負担し、当社が残りの金額(50)を負担することになりました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が A 社に実際に支払った運賃の額(50)を輸入貨物の運賃として現実支払価格に加算してよいですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が A 社に支払った運賃の額(50)と第三者が A 社に支払った運賃の額(50)の合計額(100)が輸入貨物の運賃として現実支払価格に加算されます。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

上記の取引において、貴社（買手）が運送取扱人である A 社に支払う運賃(50)と第三者が A 社に支払う運賃(50)の合計額が、輸入貨物の運送の対価として運送取扱人に最終的に支払われる費用であるので、貴社が A 社に支払った運賃の額だけでなく、第三者が A 社に支払った運賃の額との合計額が現実支払価格に加算される必要があります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(6)ロ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)